

## 第5 養護教諭免許状の上級免許状を取得する場合

### 1 法別表第2（規則第9条の表）と、養護教諭免許状の上級免許を取得する場合（＜表3-16＞～＜表3-18＞）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第2（規則第9条の表） （抜粋）			記号	＜表3-16＞～ ＜表3-18＞の科目名	対応
欄	科目名				
第2欄	養護に関する科目		① ⇒	養護に関する科目	左図の 同じ行 (⇒)が 対応
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	*	② ⇒	養護教諭・ 栄養教諭の 教育の基礎 的理解に関 する科目等	
第4欄	道徳、総合的な学習の時間 等の内容及び生徒指導、教 育相談等に関する科目	*	③ ⇒		
第5欄	教育実践に関する科目	*	④		
第6欄	大学が独自に設定する科 目		⑤	大学が独自に設定する科 目	

\* 「第3欄」、「第4欄」及び「第5欄」＝「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

### 2 養護教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：養護教諭一種免許状） 【根拠規定：法別表第6、規則第17条】

＜表3-16＞

在職年数	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

3 養護教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：養護教諭二種免許状）  
 【根拠規定：法別表第6、規則第12条・第17条、細則別表第1の4(1)】

<表3-17>

在職年数		法別表第6備考第1号の規定の適用を受けない場合				次のいずれかに該当する者 ①法別表第6備考第1号の規定の適用を受ける場合(イ) ②大学を卒業した者等(オ)
		3	4	5	5	1
		年	年	年以上	(特例) 年以上	年以上
修得単位数(7)					(ウ)	
最低修得単位数	養護に関する科目(イ)	8	7	5	5	4
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等					
	第3欄に掲げる科目	2	2	1		1
	第4欄に掲げる科目	2	2			
	選択科目	2	2	2	3	2
	大学が独自に設定する科目	2	2	2	2	2
総単位数		20	15	10	10	10

<備考>

- (7) 最低修得単位数を含んで、総単位数を修得します。
- (イ) 規則第9条の表備考第1号に掲げる次の科目について、それぞれ1単位を含んでこの表に定める最低修得単位数を修得します。
- ✓ 衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）
  - ✓ 学校保健
  - ✓ 養護概説
  - ✓ 栄養学（食品学を含む。）
- (ウ) 5年以上（特例）は、2単位以上の単位数をもって開講される大学の単位を含んで単位修得する場合に適用されます。
- (オ) 法別表第2ロにより二種免許状を取得した者となります。
- (カ) 次のいずれかに該当する者となります。
- ✓ 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者
  - ✓ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者
  - ✓ 旧国立養護教諭養成所を卒業した者

**4 養護教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：養護助教諭臨時免許状（※））**  
**【根拠規定：法別表第6、規則第17条、細則別表第1の4(2)】**

※ 臨時免許状所有者に相当する者として文部科学省令で定める者（規則第69条の2・第69条の3（注））となったことをもって、臨時免許状の取得とみなし、在職年数に含めることができます。  
 （注）幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園で専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員

＜表3-18＞

在職年数		右欄に該当しない者					看護師免許を受けており(ウ)、臨時免許状を取得した者	
		6	7	8	9	10		
		年	年	年	年	年以上	0 以上	
修得単位数(ア)								
最低修得単位数	養護に関する科目(イ)	14	12	10	7	5	4	
	養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第3欄に掲げる科目	3	2	2	2	1	1
	第4欄に掲げる科目	3	3	2	2			
	選択科目	2	2	2	2	2	2	
大学が独自に設定する科目		2	2	2	2	2	2	
総単位数		30	25	20	15	10	10	

＜備考＞

(ア)(イ)：「3 養護教諭一種免許状を取得する場合」と同じ。

(ウ) 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師免許を受けている者

**5 養護教諭二種免許状を取得する場合の特例【29法附則関係】**

次のものがありますが、該当事例が少ないため、表は省略します。

説明	根拠規定
高等学校（旧中等学校令による高等女学校を含む。）の卒業生で保健師助産師看護師法による准看護師免許を受けている者又は同法による保健師の免許を受けている者で養護助教諭臨時免許状を受けている場合	29法附則第18項、細則別表第1の11